単　位　事　務　名	
再　任　用	
根拠及び参考法令	鹿児島県職員の再任用に関する条例(平成13年条例第２号) 鹿児島県職員の給与に関する条例(昭和26年条例第13号) 鹿児島県学校職員の給与に関する条例(昭和27年条例第29号) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年条例第47号) 再任用職員の勤務時間，年次有給休暇等の取扱いについて（通知）(平成14年４月１日) 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例16号） 学校職員の定年制度について（通知）(S59.4.25　鹿教教第42号)
項目	処理方法
制度の趣旨	地方公務員法等の一部改正により，定年退職者等の新たな再任用制度が導入されることに伴い，必要な事項を条例で定めようとするもの 対象者　定年退職者及び定年退職者に準ずる者
定義等	※定年退職者に準ずる者 定年退職日以前に退職した者のうち，定年退職者に準じて再任用を行うことができる者は次に掲げる者とする。 （１）　２５年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者 （２）　（１）に該当する者として再任用をされたことがある者
任期	１年を超えない範囲内
任期の更新	再任用の任期の更新は，更新直前の任期中の勤務実績が良好である場合に，あらかじめ職員の同意を得て行うことができる。
任期の末日	任期の末日は，年齢６５年に達する日以後の最初の３月３１日以前でなければならない。

項　　目	処　　理　　方　　法
勤務形態	常時勤務を要する職：フルタイム勤務職員 常時勤務を要する職と比べ勤務時間が短い職: 短時間勤務職員
手続き等	４月 ─ 職員に対する制度の周知（パンフレット配布） ６月 ─ 再任用希望調書配布 ８月 ─ 健康診断等 ９月 ─ 再任用希望調書，健康診断書等必要書類提出締切り 10月 ─ 面接 11月 ─ 選考結果通知（再任用予定者は採用予定者名簿に登録） 翌年４月 ─ 採用（赴任）
申請書類	再任用申請書
その他	1　服務の宣誓 再任用職員は，辞令を交付された際は，直ちに宣誓書（職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第16号）別記第1号様式，教育公務員については別記第２号様式）に署名押印し，所属長を通じ総務福利課長及び教職員課長に提出する。 2　人事記録カード 定年退職日の翌日から再任用された者は，鹿児島県教育委員会関係職員服務規程（昭和36年教育委員会訓令第２号）第６条第１項及び第３項の規定にかかわらず，退職前の人事記録カードを継続するものとし，所属長への提出は不要とする。 3　所属長の処理すべき事項 再任用職員が再任用の前日までに勤務していた所属の所属長は，当該再任用職員の所属の所属長へ当該職員の関係書類を送付するものとする。

平成　　年　　月　　日

鹿児島県教育委員会教育長　殿

鹿児島県立○○高等学校
校長　　○ ○ ○ ○　　印

再　任　用　申　請　書

ふりがな 氏　　名	やまだ　たろう 山　田　太　郎			生年月日 （年齢）	昭和○○年○○月○○日 （○○歳）
現　住　所	○○市○○町○○番地				
最　終　学　歴	昭和○○年○月 鹿児島大学教育学部 ○○学科　　卒			免 許 状	高一種（英　語）
予　定　職　名	教　　諭	担　当 教科名	英　　語	授業時間数	１６時間
勤　務　形　態	フルタイム勤務		短時間勤務 （週当たりの日数　　日）		
希望発令年月日	平成○○年　４　月　１　日				
退職時の学校	□　□　□　□　高等学校			退職時の職名	教　　諭
申　請　理　由	これまでの経歴等から，本校教諭として適任と認めますので 再任用してくださるように申請します。				